

物価高騰支援給付金の申請はお済みですか？

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援として、令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯（以下、「住民税非課税世帯」という。）に対し、1世帯あたり3万円を支給します。また、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の子ども1人あたり2万円を支給します。

支給対象は令和6年12月13日時点で福崎町住民基本台帳に記載がある、下記にあてはまる世帯の世帯主です。（※世帯全員が住民税課税者に扶養されていないことが条件です）

世帯全員の令和6年度「住民税均等割が非課税」の世帯

- ◇世帯の全ての人が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合
対象となる世帯へ、3月中旬に確認書を郵送しています。
内容を確認して、申請がまだの人は、できるだけ早めに返信してください。
- ◇世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した人や所得の申告をしていない人がいる場合
非課税世帯の判定ができないため、申請が必要です。
申請書に必要事項を記入して、必要書類（申請者本人確認書類・口座情報確認書類・非課税証明書
のそれぞれのコピーなど）とともに、福祉課に直接または郵送でご提出ください。
申請書は福祉課または町ホームページにあります。

申請期限 令和7年7月31日（木）まで（※締め切り厳守です）

③虚偽により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

⚠ 給付金を装った「振り込め詐欺」や不審な電話・メールにご注意ください。

問い合わせ先 福祉課（内線351）

国民年金には納付の免除制度があります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合は、本人の申請により保険料の納付を免除または猶予する制度があります。令和7年度分（令和7年7月～令和8年6月）は、7月から申請可能です。

免除の種類	対象となる場合
①全額免除・一部免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
②納付猶予	50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
③学生納付特例	学生で本人の前年所得が一定額以下の場合

- ◆①～③は、申請時点の2年1ヶ月前の期間までさかのぼって申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- ◆①～③以外に、障害基礎年金を受けている場合や生活保護の生活扶助を受けている場合は、保険料の全額が免除される『法定免除制度』があります。
- ◆申請書類は役場に備えています。（日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。）
- ◆失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する人は、『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』の写しが必要です。
- ◆保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取れない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが困難な場合は免除申請をしてください。ただし、免除申請をしても必ず免除になるとは限りません。却下や一部納付の場合、納付しないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

問い合わせ先 ほけん年金課（内線379）／姫路年金事務所 ☎079-224-6382

資源ごみの分別にご協力を

ごみステーションで収集された資源ごみ（空カン・ペットボトル・古紙（新聞紙・雑誌類・ダンボール）・ミックスペーパー）は、再生処理業者に売却しています。



令和6年度実績 売却金 約560万円

- 空カン 約23トン
- ペットボトル 約35トン
- 新聞紙 約43トン
- 雑誌類 約21トン
- ダンボール 約21トン
- ミックスペーパー 約41トン

売却代金はごみの収集運搬・処理・リサイクルの費用等にあてられました。

ごみをきちんと分別してリサイクルすることで、ごみ処理費用の節約になります。また、焼却するごみの量を減らすことでCO₂の発生量が削減でき、地球温暖化防止にもつながります。引き続き資源ごみの分別にご協力をお願いします。

（住民生活課）

福崎町消費者の会
（公開講座）

参加無料

消費者教育講演会のお知らせ 「ハーブのある暮らし」



ハーブは料理の香り付け、健康増進や美容効果などが期待できることから、さまざまなシーンで活用されています。しかし、家庭で育てても「すぐに枯れてしまった」「収穫したけど活用方法がわからない」といったことはありませんか。そこで、ハーブの育て方や、暮らしの中で楽しむ方法をお話していただきます。ハーブのある生活をはじめませんか。

日 時 7月19日（土）13:30～15:00

会 場 文化センター 小ホール

講 師 有限会社文化農場 小野康裕さん

★この講演会は、だれでもご聴講いただけます。

問い合わせ先 生活科学センター

（☎22-2939／月曜日定休）

【休日受付窓口】

平日の昼間にマイナンバーカードの申請や受け取りに来庁することが困難な人のために、休日窓口を開設します。

下記開設日直前の金曜日17:00までに事前に電話予約をお願いします。

日 時 6月29日（日） 9:00～12:00

受付場所 役場 住民生活課

【個人宅等出張申請受付】

無 料

マイナンバーカードの申請で、役場にお越しいただくことが困難な人を対象に、職員が個人宅、福祉施設、病院等へお伺いし、写真撮影から申請受付までを行います。

※自宅以外への出張申請を希望する人は、事前に施設等の了承を得てください。

【マイナンバーカードの更新】

マイナンバーカードの更新（18歳以上の人は10年、18歳未満の人は5年）をむかえる人が増えています。カードの更新は新しくカードを作成することになり、作成には3週間～1か月程度かかりますので、早目の申請をお願いします。

カード有効期限の3か月前から申請することができます。

予約・問い合わせ先

住民生活課 マイナンバー担当

☎0790-22-0560（内線373・374）

★平日に電話での予約・申請が難しい人は、メールでお問い合わせください。

✉jumin@town.fukusaki.lg.jp

涼しさ感じる「手づくり風鈴展」

夏のひとときを手づくり風鈴が待つ三木家住宅で過ごしてみませんか。

■会期 7月12日（土）～8月24日（日）

（※土・日・祝日のみ開館）

■時間 9:00～16:30（入館は16:00まで）

■会場 大庄屋三木家住宅（西田原1106）



三木家 de 風鈴づくり

参加費無料

涼を呼ぶペットボトル風鈴を一緒につくってみませんか。完成作品は「手づくり風鈴展」で展示します。（自由参加。作成時間は15分程度）

■日時 7月12日（土） 9:30～14:00

■場所 大庄屋三木家住宅（西田原1106）

問い合わせ先 社会教育課（内線256）

農作業中の熱中症を予防しましょう

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。今夏も猛暑が見込まれますので農作業を行う際は熱中症に十分気をつけ予防しましょう。なお、労働安全衛生規則の改正により6月から、事業者には

- ①早期発見の報告体制の整備
 - ②重篤化を防ぐ措置や手順の作成
 - ③関連する作業への周知
- が義務付けられています。

今回の改正にあわせ、農業現場に沿うよう作成された「熱中症」対応フローが町ホームページからダウンロード可能ですので、ぜひご活用ください。

予防のポイント

- ①暑さを避ける 高温時の作業は極力避け、日陰や風通しの良い場所で作業を行いましょう。
- ②こまめな休憩と水分補給 のどの渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給し日陰や風通しの良い場所で休憩しましょう。
- ③単独行動は避ける 複数名で作業を行い異変に気付ける環境づくり、時間を決めて連絡を取り合いましょう。
- ④熱中症対策アイテムの活用 帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機を活用しましょう。

熱中症が疑われる場合には

- ①作業を中断（汗をかかない、頭痛・吐き気等の症状がある場合）
- ②応急処置（涼しい場所へ避難、体を冷やす、水分・塩分を補給）
- ③病院へ（応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関で診療を受けましょう）

○「熱中症」対応フローURL

<https://www.town.fukusaki.hyogo.jp/cmsfiles/contents/0000005/5764/taioufuro-.pdf>

（福崎町農業委員会）

播磨西部地域都市計画区域 マスタープラン等の見直し案について

見直し案について、説明会・公聴会を次のとおり開催します。

■説明会

日 時 6月30日（月）19:00～
場 所 姫路市民会館4階第6会議室

■公聴会（※公述申出がない場合は中止）

日 時 7月30日（水）19:00～
場 所 姫路市民会館4階第6会議室

▽公述申出受付

開催に先立ち、公述申出を受け付けます。

7月18日（金）までに申出書を下記問い合わせ先へ持参または郵送（当日消印有効）。

■問い合わせ先

兵庫県まちづくり部都市計画課 ☎078-362-3578
ホームページ https://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html

6月は豊かなむらを災害から守る月間

～災害のない豊かな農村をめざして～

兵庫県では、毎年6月を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、県・市町・関係機関が協力してため池等の点検・パトロールを行っています。

ため池は農業用水を貯えるだけでなく、洪水防止や生態系の保全等、さまざまな役割を担っています。農家や管理者だけでなく、地域で協力してため池や水路等の管理・点検を行い、災害を未然に防ぎましょう。

⚠ 出水期の注意点

- ・大雨が予想されるときは、ため池の水位を下げておきましょう。
- ・無理な貯水は絶対にしないようにしましょう。

主催：兵庫県・福崎町

協賛：兵庫県土地改良事業団体連合会

兵庫県ため池等整備事業促進協議会
（社）兵庫県治山林道協会

子育て 情報



にこにこひろばで 作って遊ぼう！

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。
9:30～11:00の都合のよい時間におこしてください。
場所 にこにこひろば
対象 就園前の子どもとその保護者
定員 15人程度



☆ 6月の製作『おりひめとひこぼし』
6月19日(木) 製作時間：約20分

※問い合わせはにこにこひろばへ

子育て講座 人形劇

『どうくんのさんぽ』
『三びきのこぶた』



日時 7月23日(水)
10:30～11:30 (受付10:15～)
場所 エルデホール メインホール
公演 人形劇団クラルテ
※定員があります。観劇希望はともだちひろば
まで。6月26日(木)から受け付けます。
※夏休み中の開催です。お兄ちゃん、お姉ちゃん
もご一緒におこしてください。

個別相談 (1日3組まで)

6月17日(火)・7月15日(火) 10:00～14:00
場所：文化センター 2階 和室 ※託児あり
専門相談員：大内和恵
※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

ちょきちょきぺったん！

～「わたしのワンピース」きせかえフレーム～

人気の絵本「わたしのワンピース」のきせかえフレームに、にじみ絵やスタンプ遊びをしたものを入れて飾りましょう。

日時 7月7日(月)・8日(火)
いずれも10:00～11:00

場所 にこにこひろば
対象 就園前の子どもとその保護者
定員 各日7組程度
申し込み先 にこにこひろば

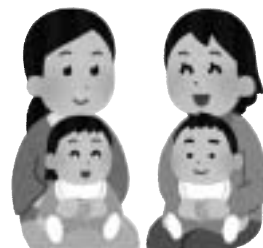
ともだちひろば からのお知らせ ～親子グループ活動について～

同じ年齢の子どもと、親(保護者)が集い、親子でさまざまな「あそび」を体験します。

小さな子どもと一緒に豊かな時間をすごしましょう。

(R7.4.1現在の年齢)

0歳児………金曜日
1歳児………水曜日
2歳児から…火曜日



月1回程度活動しています。
いつからでも、参加することができます。
※問い合わせは、ともだちひろばへ



★行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス <https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば
(西部子育て学習センター)
火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階
☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど
(福崎子育て支援センター)
月～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内
☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば
(東部子育て学習センター)
月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内
☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することはEメール ko-shien@town.fukusaki.lg.jp